

金木小 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成、将来に向けた希望を失わせるなど重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるとの認識に立ち、いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした態度を全校に浸透させる必要がある。

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの集団にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、自らの学校にもいじめは存在するという問題意識を持ち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように学校、家庭、地域が一体となって、学校と家庭地域の関係機関との連携を密にし、情報を共有しながら全校あげていじめの防止に取り組む。

そのために、教育相談体制の充実を図り、日頃からの望ましい信頼関係をベースとした学級経営に努め、全校をあげての正義や思いやりの心の育成、学校不適応の解消を目指す。

2 いじめとは(いじめの定義)

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 校内体制について

(1) いじめ防止対策委員会

① 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学担、養護教諭
(特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー)
※会議等の進行は生徒指導主任が行う。
- ・ 市の連絡協議会や専門委員会との連携を図り、必要に応じて外部専門家が参加できるよう人選を進める。

② 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や、計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
※学校評価にいじめ防止の取組に関する項目を設定し、基本方針や具体的な取組について見直し、改善を図る。
- ・ いじめの相談や通報の窓口となる。(個人で問題を抱え込まない仕組みづくり)
- ・ いじめや問題行動に関する情報の収集と共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核となる。

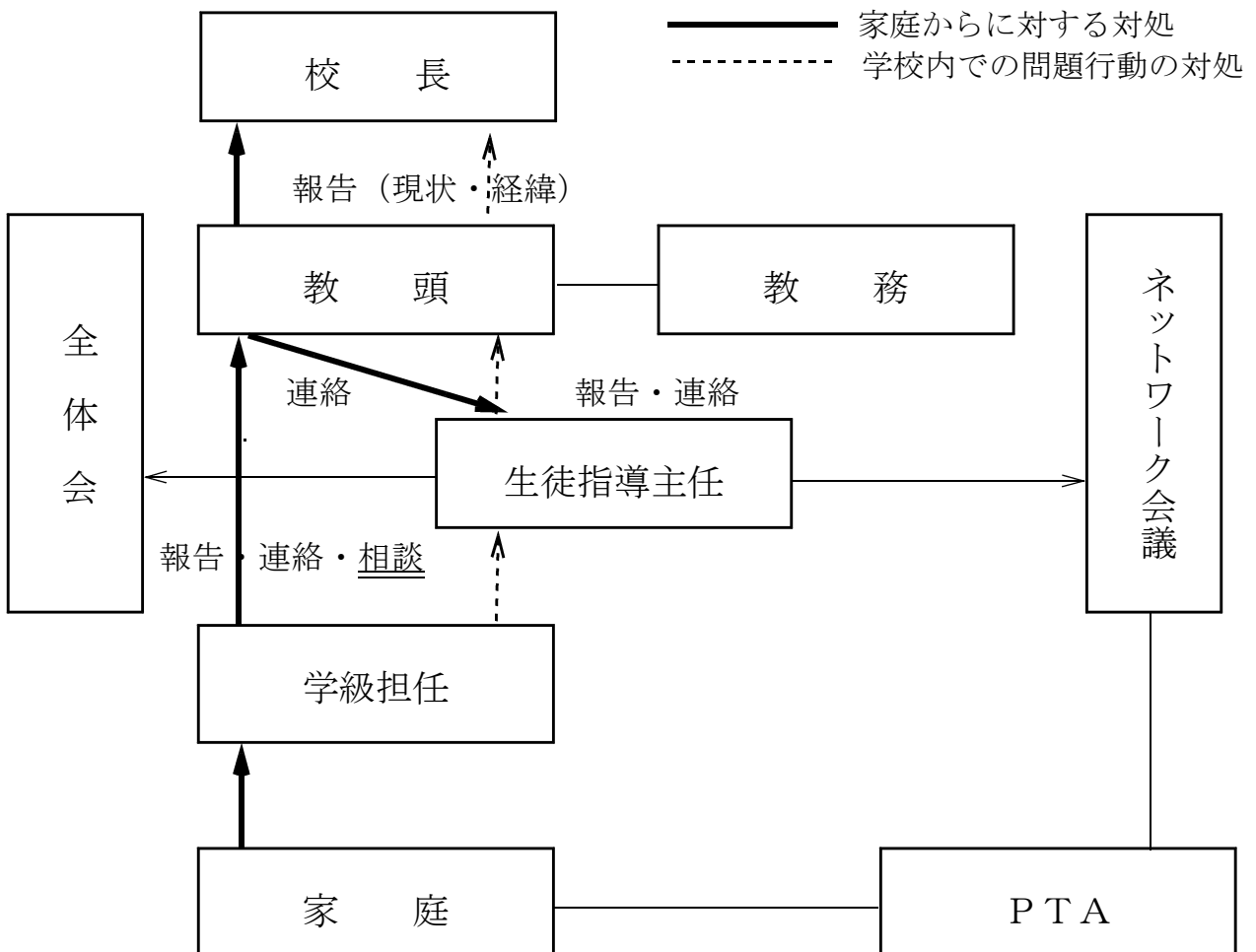
(2) いじめ防止を組織的に取り組むための確認事項

- ① 指導方針、重点及び内容について全職員が共通理解し、共通実践をする。
- ② 学年会議、職員会議等での情報交換を密にし、問題行動の未然防止としての予防的・積極的な生徒指導を行い、早期発見、早期指導に努めるとともに機動的な指

導体制で臨む。

- ③定期的に生徒指導部を開き、実態についての情報交換、問題解決のための対策の検討を行い、全職員に情報提供をする。
- ④緊急を要する問題が発生した時、または問題行動が見られた時は、プロジェクトチームを編成し、チームとして対応策を検討すると共に、対策についての情報等を全職員に連絡し共通理解に努める。

〈問題行動発生時の指導体制〉



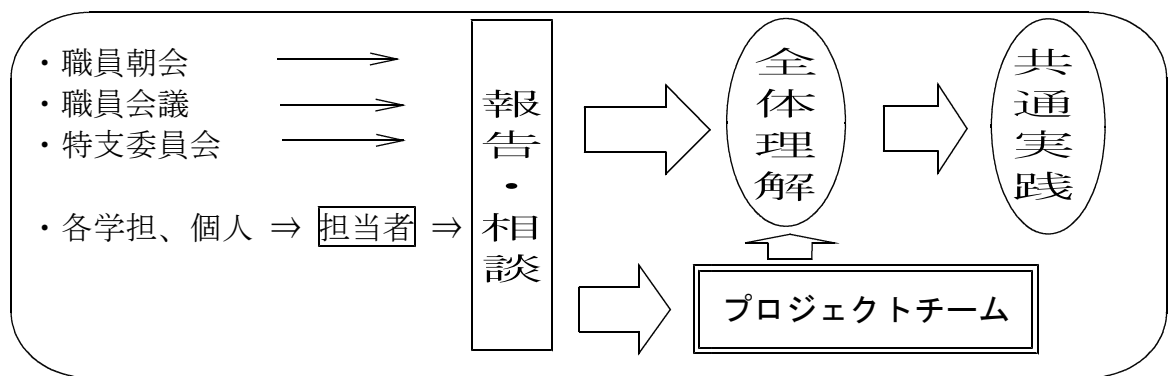
◇ネットワーク会議

- ・いじめや不登校など、緊急課題に対応するための会議
 - ・必要に応じて、定期的に会議を招集する
 - ・構成～校長、教頭、教務、生徒指導主任（招集・進行）、当該学担、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ※ 事案によって、招集メンバーは臨機応変に対応する

〈確認事項〉

- ※ 相談（学級担任として、どう対応するつもりかを踏まえて報告・相談する）
→ 保護者への対応力を身に付けるため

※ 教頭が不在の時は、直接校長に報告



4 いじめの未然防止に向けて

(1) 学級づくりを基本としたいじめを許さない子どもの育成

①学年・学級経営の充実

- ・教師の受容的、共感的態度による、互いを認め合い・高め合う子どもの育成
- ・自分の居場所があるだれもが安心して生活できる場の育成
- ・規律の確立と自発的活動の尊重による、思いやりの心の育成
- ・あいさつや返事の習慣形成と互いに感謝する心の育成



〈全学年共通事項〉

- ※「おはよう」「ありがとう」の言葉を意識させる取組の推進
- ※「死ね」など人権意識に欠けた言葉への指導

②授業の充実（わかる・できる・楽しい授業の構築）

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
- ・学習規律の定着や学習習慣の確立

③道徳教育の充実

- ・人権意識の高揚を高める授業
- ・いじめを題材に取り上げ、いじめを許さない心の育成を図る授業

(2) 学年・学級を越えた交流で築く望ましい人間関係とコミュニケーション能力の育成

①児童会を中心とした自治的活動の推進

- ・運営委員会を中心とした「あいさつ運動」「ふわふわ言葉作品展」
- ・図書委員会による「読み聞かせ」
- ・給食委員会によるマラソン集会となわとび集会

②縦割り班活動

- ・縦割り清掃や縦割り班集会をとおして、上学年が下学年を思いやる心、下学年が上学年を敬う心を育てる。
- ・ウォークラリーや全校なかよしデー、6年生を送る会等の異学年交流をとおして、児童の絆づくりにつなげる。

③行事等を活用した取組

〈運動会〉

- ・金木さなぶり小獅子おどりの継承（2年生→1年生）
- ・金木さなぶり荒馬おどりの継承（3年生→2年生）

- ・金木さなぶり太刀振りおどりの継承（４年生→３年生）
- ・嘉瀬奴踊りの継承（６年生→４年生）

〈マラソン記録会〉

- ・１年生と２年生、３年生と４年生、５年生と６年生で交流

〈なわとび集会〉

- ・１年生と６年生 ２年生と４年生 ３年生と５年生

(3) インターネットを通じて行われるいじめ防止のための啓発活動

① 関係機関との連携

- ・インターネット安全教室の実施
- ・学校ネットパトロール等からの状況把握

② 情報モラル教育の推進

- ・各学年・学級での調べ学習の際に、PCやインターネットの使用の決まりを確認
- ・参観日や学年・学級通信を通じた保護者への啓発

5 いじめの早期発見に向けて

(1) 実態把握 ― 早期発見のための多面的な観察

① 学担の日常の対話や観察から

- ・生徒指導危機管理の手引き「今、笑顔輝くとき」チェックリスト活用調査

② 定期的なアンケート調査から

- ・児童対象の「いじめアンケート」（毎月）
「学校生活アンケート」（６月、１１月）
「ネットアンケート」（７月、１２月）
- ・アンケートをもとに聞き取りを行い、生徒指導会議資料作成（毎月）
アンケート用紙⇒生徒指導主任⇒校長・教頭
生徒指導会議資料⇒生徒指導主任（分掌フォルダ）⇒校長・教頭
- ・アンケートの保存期間は６年間

③ 学級担任による教育相談での聞き取り（６月、１１月）

④ 保護者との個人面談による聞き取り（７月）

⑤ 教科担当教師やクラブ、委員会、部活動担当等との情報交換から

⑥ 養護教諭や生徒指導主任、スクールカウンセラーとの情報交換から

⑦ 学年会議、職員会議等の情報交換から

⑧ 参観日等での保護者懇談や家庭訪問等での情報交換から

(2) 具体的指導と組織的対応の展開

① いじめ等の情報（気になる情報）の収集

- ・子どもの様子、訴え、言動、アンケート調査などから。
- ・報告、連絡、相談 ⇒ 担任は一人で悩まない。
独断で判断し、解決をあせらない。

必ず報告する

②対応チームの編成

- ・校長、教頭、教務、生徒指導主任、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー
- ・必要に応じて柔軟に編成する

③対応方針の決定・役割分担

- 1) 情報の整理
- 2) 対応方針
 - ・緊急度の確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 3) 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当。

④事実の究明

- ・いじめの状況、きっかけ等をじっくり聞き、事実に基づいた指導を行えるようにする。事情聴取の段階では、叱責や注意をして謝らせたり、当事者同士の話し合いで解決しようとするような指導は絶対に避ける。
- ・聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえているもの）→加害者の順に、必ず場所を変えて別々に行う。
- ・食い違いなどが無いよう、複数の職員で確認しながら進め、秘密を厳守する。

6 解決に向けた対応

(1) 児童への対応

①被害者への対応

- ・いじめられている子の心の痛みを受け止め、精神的不安を取り除く。
- ・今後の指導について伝え、見通しが持てるようにする。
- ・いじめは許さないこと、いつでも相談を受け支援し続けることをしっかり伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、子どものよさを認め、励ます。

②加害者への対応

- ・いじめを行った子には、その背景や心理を理解しながらも「絶対に許されない」という強い認識と毅然とした態度でのぞむ。
- ・加害者であることを自覚させ、いじめの辛さを考えさせ責任転嫁等を許さない。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・被害者の不平や不満、満たされない気持ちなどにも耳を傾ける。

③観衆、傍観者への対応

- ・関係者間だけの問題ではなく、学級全体の問題として対応する。
- ・被害者の立場に立って考えさせ、直接手を下さなくても、いじめを認め手助けしたことになることを分からせる。
- ・いけないと思う事はしない、注意する、友達や先生に相談することが、いじめを許さない学級作りにつながることを考えさせる。

(2) 保護者との連携

- ①学校での様子などを日常的に伝えるようにする。問題があった事実、それをどのように指導したかも含め、様々な機会をとらえて情報を伝える。
 - ・学級だより、生徒指導だより、懇談、個人面談等
- ②保護者が気になることを学校へ確認し、気軽に情報提供ができるよう、日常的に働きかける。
- ③状況に応じて、文書よりは電話で、電話よりは面談で情報交換するよう心がける。
- ④問題があった際は、保護者へ事実を正確に伝え、子どもへの支援や方針などについてきちんと説明して理解を求め、問題が解消するまで継続的に指導をする。

(3) 保護者から情報提供があった場合の対応手順

- ①保護者の話をさえぎらずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める
- ②心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行う
- ③保護者の持っている情報の確認をする
- ④調査事項や解決したい事項の確認をする
- ⑤回答期日の見通しを伝える
- ⑥協力への御礼を述べる

※留意事項

保護者から、いじめの認知に関する同意や判断を求められても、断定的な言い方や憶測では話さない。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①**児童の生命、身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合**
 - ・児童が自殺を企画した場合
 - ・児童が身体に重大な障害を負った場合
 - ・児童が金品を奪われた場合
 - ・児童が精神性の疾患を発症した場合

- ②**児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合**
 - ・年間の欠席が30日以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況に判断する。

(2) 重大事態の報告

- ・学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査の実施

①調査組織の設置

いじめ防止対策委員会が対応するが、状況に応じて人選をして対応チームを編成する場合もある。また、専門的知識及び経験を有するもの、当該事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

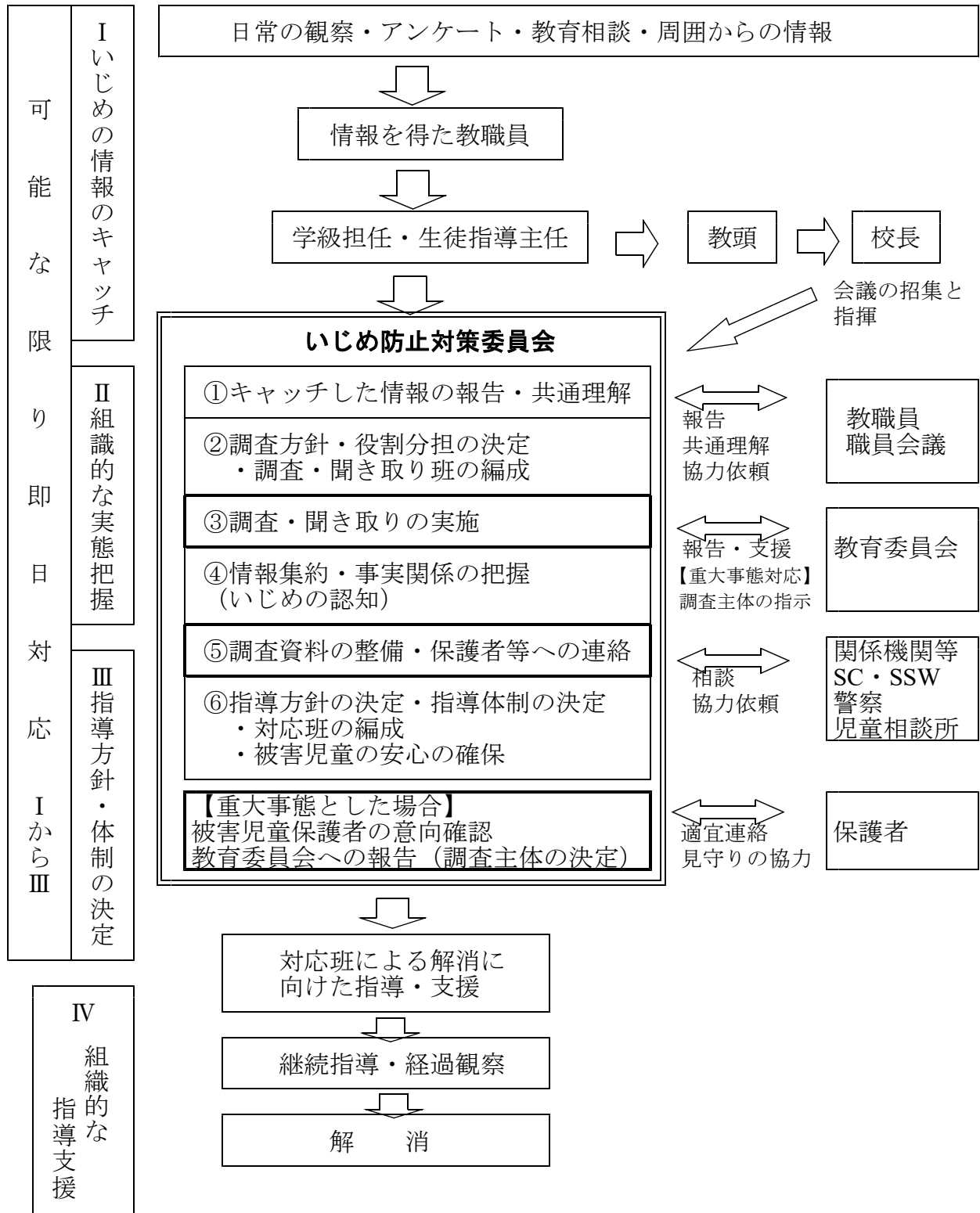
- ②事実関係を明確にするための調査の実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

8 評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

9 いじめ対応の基本的な流れ



10 ネットいじめ発生時の対応の流れ

【携帯電話・インターネットの掲示板を利用したいじめ】

掲示板 ブログ
SNS LINE
学校裏サイトなど

誹謗中傷・悪口・嫌がらせ

悪質な書き込み

多くの人の目にさらされ、大きな精神的苦痛となる

【ネットいじめが発覚したら】

【児童は・・・】

- 1 「反論等の書き込みをしない」
※不用意な応答は、事態を悪化させる。
- 2 「一人で悩まない」
※保護者や学校に相談する。

【家庭では・・・】

- 1 書き込み内容の確認や保存をして学校や警察に相談する。
- 2 早めの対応が被害の拡大を防ぐことを心得る。

【学校では】

- 1 状況を把握する。
※記録・保存する。
- 2 被害児童・保護者の意向を踏まえ、警察等の関係機関に相談し、連携を図る。
※書き込みの削除依頼など事態の拡大を防ぐ手立てを講じる。
◆常に児童の状態に留意する。
◆法的・技術的な知識が求められる場合は、専門家に相談する。

【書き込みの削除依頼について】

サイト・掲示板の管理者を確認する

※削除用アドレスや入力フォームが掲載されている。

管理者に削除を依頼する

※削除して欲しい具体的な内容をメールで送信する。

管理者が削除依頼に応じない場合

※プロバイダに削除依頼することができる。

トラブルが解決しない場合、警察に相談する！

【悪質な書き込みは、罪に問われることも】

(名誉棄損罪、侮辱罪、脅迫罪、迷惑行為防止条例違反など)

【実例1】 男子中学生が、同じ学校の女子中学生に、「死ね」などの脅しや中傷するメールを送りつけた(脅迫罪)

【実例2】 男子高校生が掲示板に同じクラスの女子生徒に関する卑わいな書き込みをしたり中傷する書き込みをしたりして、逮捕された。(名誉棄損)

【いじめ事案に係る聴取結果整理表】

	対 象 者		
	聴 取 日		
	聴取時間		
	対 応 者		
	場 所		
	事案との関わり		
確認事項 1	(記入の際の留意点) ・いじめの疑いのある行為を客観的な視点で、できるだけ具体的に記述する。		
確認事項 2	・対象者を主語として、客観的事実と主観的理解が区別できるよう記述する。 ・公表されることを前提に、内容や表現を精査する。		
確認事項 3			

1 1 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。

この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

- ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続ける。

12 いじめ防止に関わる年間指導計画

自己有用感を高める取組

	重点項目（各教科等）	児童理解に向けた取組	児童会等を中心とした活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の改定 ○安心して生活できる学級づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級でのルールづくり（学級活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート（通年） ○生徒指導会議（通年） ○学校生活アンケート（6・11月） <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート後の教育相談 ○ネットアンケート（7・12月） <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営委員会によるあいさつ運動 ○代表委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会の年間テーマ決定
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の安全な利用について（社会科、総合） <ul style="list-style-type: none"> ・クロームブックの使用について ・インターネットの使用について ○コミュニケーション能力の育成（学級活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーとの連携・協力（通年） ○生徒指導会議 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土芸能活動 <ul style="list-style-type: none"> ・金木さなぶり子獅子踊り ・金木さなぶり荒馬踊り ・金木さなぶり太刀振り ・奴踊り <p>【上学年が下学年へ引き継ぐ】</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳の授業での内容項目「親切、思いやり」 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート（6月） <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート後の教育相談 ○生徒指導会議 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の情報交換 ○学区研をとおしての小中による情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○新体力テスト <ul style="list-style-type: none"> ・6年生と1年生 ・5年生と2年生 ・4年生と3年生 <p>【異学年交流による絆づくり】</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳の授業での内容項目「善悪の判断」 ○夏休みのめあてづくり（学級活動） ○夏休み中の生活について（学級活動） ○安全集会（全校） 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによるグループ相談（4～6年） ○ネットアンケート（7月） <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート後の情報交換 ○生徒指導会議 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の情報交換 ○夏休み保護者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校なかよし DAY <p>縦割り班毎に遊びの企画と運営</p> <p>【異学年交流による絆づくり】</p>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期のめあてづくり（学級活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学区研をとおしての小中による情報交換 ○生徒指導会議 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の情報交換 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳の授業での内容項目「公正、公平、社会正義」 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによるグループ相談（4～6年） ○生徒指導会議 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○マラソン記録会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年生と2年生 ・3年生と4年生 ・5年生と6年生 <p>【異学年交流による絆づくり】</p>

10月	<p>○道徳の授業での内容項目 「生命の尊さ」</p> <p>○幼保小交流 ・児童鑑賞会</p>	<p>○生徒指導会議 ・各学級の情報交換</p>	<p>○ふわふわ言葉作品展</p> <p>○縦割り班ウォークラリー ・思いやり、助け合い、協力を テーマにした異学年交流</p>
11月	<p>○冬休み中の生活について (参観日学級懇談)</p>	<p>○学校生活アンケート (11月) ・アンケートの集計分析</p> <p>○生徒指導会議 ・各学級の情報交換</p> <p>○学区研をとおしての 小中による情報交換</p>	<p>○図書委員会による「読み聞かせ」</p>
12月	<p>○冬休みのめあてづくり (学級活動)</p> <p>○安全集会(全校)</p>	<p>○ネットアンケート (12月) ・アンケート後の情報交換</p> <p>○生徒指導会議 ・各学級の情報交換</p>	<p>○なわとび集会 ・6年生と1年生 ・4年生と2年生 ・5年生と3年生 【異学年交流による絆づくり】</p>
1月	<p>○3学期のめあてづくり (学級活動)</p>	<p>○生徒指導会議 ・各学級の情報交換</p>	<p>○縦割り班集会</p>
2月	<p>○中学校生活に向けて ・中学校体験学習</p> <p>○幼保小交流 ・新入生へ学校紹介</p> <p>○6年生へ感謝の気持ちを 込めて(学級活動)</p>	<p>○生徒指導会議 ・各学級の情報交換</p>	<p>○なわとび発表会</p> <p>○縦割り班毎に6年生へプレゼ ントづくり</p>
3月	<p>○一年を振り返って (学級活動)</p> <p>○春休みのめあてづくり (学級活動)</p>	<p>○生徒指導会議 ・各学級の情報交換 ・1年間の取組の反省と 評価</p>	